

これらのうち、①実施頻度欄の変更については報告者負担の軽減に資するものと認められること、②「業務出張・研修・その他」の削除については、当該項目により得られるデータの利活用状況がみられず、引き続き把握する行政利用上のニーズも認められないことから、おおむね適当である。

ただし、「業務出張・研修・その他」を削除することに伴い、報告者が回答するに当たり紛れが生じないように、業務出張や研修については本調査事項で把握する旅行には含まれないことを記入要領に明記する必要があることを指摘する。

図 8

Figure 8 compares two versions of a survey form regarding travel. The 'Change Case' (変更案) shows a form with a 'Business Trip/Study/Other' category. The 'Current Case' (現行) shows a similar form but with a red box highlighting the 'Business Trip/Study/Other' category, indicating its removal or modification.

(ク)「スマートフォン、パソコンなどの使用状況」の追加

本申請では、調査票Aにおいて、図9のとおり、2日間にわたり、スマートフォン、パソコンなどの使用目的、使用時間帯及び使用時間数を把握する調査事項を追加する計画である。

これは、近年、スマートフォン等が急速に普及する中、別途の調査事項である「生活時間について」の調査対象日となる2日間におけるスマートフォン、パソコンなどの使用状況（使用目的、使用時間帯及び使用時間数）を把握し、「生活時間について」において把握されたデータと合わせて分析することとするものである。

これについては、スマートフォン、パソコンなどの使用が1日の生活時間の配分や生活行動に及ぼす影響の把握に資するものと認められることから、適当である。

図 9

Figure 9 shows a survey form for smartphone and PC usage. The 'Change Case' (変更案) shows a form with a table for recording usage on two days. The 'Current Case' (現行) shows a similar form but with a red box highlighting the table, indicating its addition.

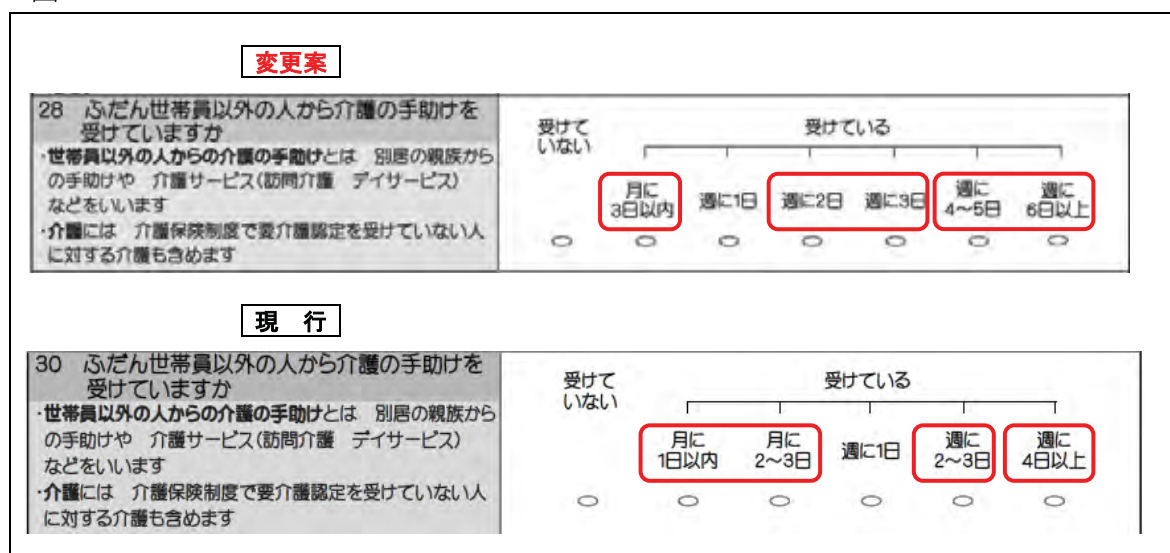
(ケ)「介護支援の利用の状況」の変更

本申請では、調査票A及び調査票Bの介護支援の利用の状況に係る調査事項について、以下のとおり（図10参照）、介護支援の利用頻度の区分を変更する計画である。

- ① 「月に1日以内」と「月に2～3日」を「月に3日以内」に統合する。
- ② 「週に2～3日」を「週に2日」と「週に3日」に分割する。
- ③ 「週に4日以上」を「週に4～5日」と「週に6日以上」に分割する。

これについては、これまでの調査結果における「介護支援を利用している」者の利用頻度に係る各区分の出現状況をみると、「月に1日以内」及び「月に2～3日」の割合が低く、「週に2～3日」や「週に4日以上」の割合が高い状況となっていることを踏まえ、利用頻度の区分の統合又は分割を行うものであり、介護支援の利用の状況と生活時間の配分への影響との関係のよりの確な把握に資するものと認められることから、適当である。

図10



(コ)「在学・在園の状況」の変更

本申請では、調査票A及び調査票Bの在学・在園の状況に係る調査事項について、図11のとおり、これまで、保育所(園)に在園している場合は延長保育の利用の有無を、また、幼稚園に在園している場合は預かり保育の利用の有無をそれぞれ把握していたが、保育所(園)や幼稚園の別にかかわらず、また、認定こども園に在園している場合も含め、「ふだんの在園時間」を把握する計画である。

これは、世帯により保育時間数や延長保育及び預かり保育の利用時間数が異なるため、子供の在園時間の実態をよりの確に把握することができるよう、また、平成27年4月から教育と保育を制度的に一体として提供する新たな幼保連携型認定こども園が創設されたことに伴い、これに在園している場合も含めて、ふだんの在園時間を把握するよう変更するものである。

これらについては、子供の在学・在園の状況が保護者の生活時間の配分に及ぼす影響等のよりの確な分析に資するものと認められることから、適当である。

図 11

変更案	現 行																																			
32 在学・在園の状況 <small>・延長保育、預かり保育などを利用している場合は、それも含めた1日の合計時間について記入してください</small>	34 在学・在園の状況 <small>・在学・在園の状況および日々の保育の利用状況について記入してください</small>																																			
<table border="1"> <tr> <th colspan="4">保育所(園) 幼稚園 認定こども園などに在園</th> <th colspan="2">小学校に在学</th> <th>在学・在園していない</th> </tr> <tr> <td colspan="4">ふだんの在園時間</td> <td>学童保育などを利用している</td> <td>学童保育などを利用していない</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4時間以下</td> <td>5~7時間</td> <td>8~11時間</td> <td>12時間以上</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	保育所(園) 幼稚園 認定こども園などに在園				小学校に在学		在学・在園していない	ふだんの在園時間				学童保育などを利用している	学童保育などを利用していない		4時間以下	5~7時間	8~11時間	12時間以上				<table border="1"> <tr> <th colspan="2">保育所(園)に在園</th> <th colspan="2">幼稚園に在園</th> <th colspan="2">小学校に在学</th> <th>在学・在園していない</th> </tr> <tr> <td>延長保育を利用している</td> <td>延長保育を利用していない</td> <td>預かり保育を利用している</td> <td>預かり保育を利用していない</td> <td>学童保育などを利用している</td> <td>学童保育などを利用していない</td> <td></td> </tr> </table>	保育所(園)に在園		幼稚園に在園		小学校に在学		在学・在園していない	延長保育を利用している	延長保育を利用していない	預かり保育を利用している	預かり保育を利用していない	学童保育などを利用している	学童保育などを利用していない	
保育所(園) 幼稚園 認定こども園などに在園				小学校に在学		在学・在園していない																														
ふだんの在園時間				学童保育などを利用している	学童保育などを利用していない																															
4時間以下	5~7時間	8~11時間	12時間以上																																	
保育所(園)に在園		幼稚園に在園		小学校に在学		在学・在園していない																														
延長保育を利用している	延長保育を利用していない	預かり保育を利用している	預かり保育を利用していない	学童保育などを利用している	学童保育などを利用していない																															

(サ)「携帯電話、パソコンなどの使用の有無」の削除

本申請では、調査票Bの携帯電話、パソコンなどの使用の有無に係る調査事項について、図 12 のとおり、削除する計画である。

これについては、現在、携帯電話やパソコンの使用が一般的となったことや、他の調査においてもこれらの機器の使用状況を把握していることから、引き続き本調査事項を把握する必要性は低いとの判断により削除するものであり、報告者負担の軽減に資するものと認められることから、適当である。

図 12

変更案	現 行
(削除)	6 ふだん自分の用途で携帯電話やパソコンなどを使用していますか <small>使用しているには、あなたが所有している場合のほか、世帯で共有しているものや学校・職場所有のものを「頻繁に問わず自分の用途で使用している場合も含めず</small> <small>・学校や職場のみで使用している場合は除きます</small> <small>(図)ではあるものをすべて記入してください</small>

(シ)「生活時間配分」の変更

本申請では、調査票Bの生活時間配分に係る調査事項について、以下のとおり(図 13 参照)、変更する計画である。

- ① 「インターネットの利用」の調査項目を「スマートフォン・パソコンなどの使用」に変更する。
- ② 「スマートフォン・パソコンなどの使用」について主行動と同時行動それぞれの別に把握する。

これは、近年のスマートフォン等の急速な普及を踏まえ、インターネットに接続していない状態での利用も含めてこれらの情報通信機器の使用状況を把握できるよう、「インターネットの利用」から「スマートフォン・パソコンなどの使用」に変更するとともに、ス

スマートフォン等の使用の実態をよりの確に把握するため、主行動と同時行動の別にその使用実態を把握するよう変更するものである。

これらについては、スマートフォン等の使用が生活時間の配分に及ぼす影響のよりの確な分析に資するものと認められることから、適当である。

図 13

イ 報告を求める者の変更

本申請では、報告を求める者の数について、前回調査と比べ、調査票Aについては約7万8000世帯（約18万4000人）から約8万3000世帯（約18万6000人）に、調査票Bについては約4,700世帯（約1万1000人）から約4,900世帯（約1万1000人）に変更する計画である。

これについては、前回調査においては、平成23年3月の東日本大震災の発生に伴い、被害が甚大であった岩手県、宮城県及び福島県（以下「東北3県」という。）の一部地域の調査区を調査対象から除いて実施されたが、現在は、東北3県においても本調査を実施することが可能であることから、前回調査の東日本大震災への対応前の当初計画と同程度の標本規模とするものであり、適当である。

ウ 報告を求めるために用いる方法及び報告を求める期間の変更

本申請では、前回調査で調査票Bに限定して導入したオンライン調査について、調査票Aにも拡大し、全ての報告者を対象にオンライン調査を導入するとともに、これに伴い、報告を求める期間について従前の24日間を25日間に1日延長する計画である。

これらについては、以下の理由から、適当である。

- ① オンライン調査の導入に関しては、公的統計の整備に関する基本的な計画（平成26年3月25日閣議決定。以下「第Ⅱ期基本計画」という。）において推進を図ることとされているほか、個人情報保護意識の高まりや報告者のライフスタイルの多様化等への対応、電

子調査票に実装されるチェック機能による調査員等の調査票の審査業務の負担軽減、結果精度の確保・向上等にも資するものであること。

- ② 調査票Aへのオンライン調査の拡大に伴い、経由機関である都道府県における調査票の提出状況の把握等に必要な時間を確保するため、報告を求める期間を1日延長するものであること。

一方、平成27年国勢調査（総務省所管の基幹統計調査）においてオンライン調査が全面的に導入されたことにより、統計調査におけるスマートフォン、タブレットなどによる回答が国民に浸透したものと考えられることから、本調査におけるオンライン調査の導入をより効果的なものとするためには、これらの情報通信機器による回答を可能とすることが重要である。しかしながら、本調査におけるオンライン調査の実施に当たっては、政府統計共同利用システムを利用して実施することとしており、現時点では同システムがスマートフォン、タブレットなどによる回答に対応していないことなどから、今回の調査においてこれらの情報通信機器による回答に対応できないことはやむを得ないものとする。

エ 集計事項の変更

本申請では、調査票Aにおける「スマートフォン、パソコンなどの使用状況」に係る調査事項の追加、「ふだんの健康状態」や「在学・在園の状況」に係る調査事項の変更等に伴い、関連する集計事項を変更する計画である。

これらについては、スマートフォン、パソコンなどの使用が1日の生活時間の配分や生活行動に及ぼす影響、有業者だけでなく無業者の健康状態が生活時間の配分や生活行動に及ぼす影響、子供の在学・在園の状況が保護者の生活時間の配分に及ぼす影響等のよりの確かな把握に資するものと認められることから、おおむね適当である。

ただし、「在学・在園の状況」に係る調査事項について、より有用な集計を行い、ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画に関する施策の検討に資する観点から、夫婦共働きか否か（有業者、無業者の別）だけではなく、有業者については正規の職員・従業員、正規の職員・従業員以外の別の詳細な類型別に表章する必要があることを指摘する。

オ 東日本大震災の影響に伴う調査計画の規定の削除

本申請では、前回調査の実施に当たり、東日本大震災の影響により東北3県の一部地域を調査対象地域から除く等としていた調査計画の規定を削除する計画である。

これについては、現在は、東北3県においても他の都道府県と同様の調査計画により本調査を実施することが可能であるため、前記の対応に係る調査計画の規定を削除するものであり、本調査の実施に当たって東日本大震災の影響が解消されたことによる変更であることから、適当である。

2 統計委員会諮問第28号の答申（平成23年1月）で示された「今後の課題」への対応状況

本調査については、前回調査に係る統計委員会諮問第28号の答申（以下「前回答申」という。）における「今後の課題」において、国民の個人情報保護に関する意識の高まり、ライフスタイルや居住形態の変化等といった調査環境の変化に的確に対応しつつ、調査の円滑な実施を確保するため、調査票の提出方法の多様化について検討を行う必要があると指摘されている。

これについて、調査実施者は、前記（2）のウのとおり、調査票Bだけでなく、調査票Aについてもオンラインによる報告を可能とし、全ての報告者を対象にオンライン調査を導入すること

としている。また、調査実施者は、封入又は郵送による調査票の提出方法の導入についても検討を行ったが、前回調査においてやむを得ない事情から封入又は郵送により提出された調査票の記入状況をみると、これらの調査票の都道府県での補筆割合は、封筒の封がされずに調査員が回収した調査票の約2倍となっているほか、補筆修正ができず集計から除外された調査票の割合も2～3倍となっており、調査結果の正確性の確保の観点から、封入又は郵送による調査票の提出方法を全面的に導入することは困難としている。

これらの調査実施者の対応のうち、全ての報告者を対象にオンライン調査を拡大し、調査員又はオンラインによる提出方法を原則とすることは、前回答申における指摘への対応として適当である。また、封入提出や郵送提出でなければ調査票が回収できない場合等に限り、これらの提出方法を認めることは、やむを得ないものとする。

3 第Ⅱ期基本計画における指摘事項への対応状況

本調査については、第Ⅱ期基本計画において、欧州統計家会議（CES）による「生活時間調査に関するガイドライン」（Guidelines for Harmonizing Time-Use Surveys）の内容を精査し、本調査の調査計画の検討に活用することとされている。

これについて、調査実施者は、今回調査の調査計画の検討に当たって当該ガイドラインの内容を精査したところ、本調査の調査計画は、当該ガイドラインの勧告におおむね対応したものとなっているとしている。

この調査実施者の結論については、次の理由から、適当である。

- ① 調査実施者の結論のとおり、本調査の調査計画は、当該ガイドラインの勧告におおむね対応したものとなっていること。
- ② 当該ガイドラインに勧告として掲げられている事項のうち、主観的幸福感の指標の把握については本調査で対応していないが、主観的幸福感の指標の把握に関しては我が国においても様々な意見があるところであり、慎重に検討すべきと考えられること。

4 今後の課題【P】

報告者の利便性の向上を図り、オンライン調査の更なる利用を促進する観点から、今後の情報通信技術の更なる発展及び政府統計共同利用システムの改修状況等も勘案しつつ、次回調査（平成33年調査）に向けて、パソコン以外に、スマートフォンやタブレット等の他の情報通信機器を利用した調査票への回答が可能となるよう検討する必要がある。